

◇単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

- 1 在宅勤務等手当を新設することにしました。
- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することにしました。

(総務局人事部給与課)